

此花区区政会議公募委員募集要項

1. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす方とします。

1. 此花区に在住、在勤、在学（未成年者の場合は保護者の同意が必要です。）であること
2. 年2回程度開催される平日夜間の会議に出席できること
3. 大阪市暴力団排除条例で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でないこと

2. 募集人数

4名以上

3. 任期

- ・令和7年10月1日から2年間
- ・公募委員の任期満了後、新たに委員公募に応募された場合は、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第4条5項の規定により2回まで連続して選定されることがあります。

4. 活動内容

- ・年2回程度、区政会議に出席し、区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価していただきます。会議は原則公開で行い、議事録により発言内容と発言者の氏名を公表します。（平日夜間に開催予定。）

5. 報酬等

なし

6. 応募方法

「此花区区政会議公募委員応募用紙」に必要事項及び志望動機（400字程度）を記載し、来所または送付（郵送・FAX・メール）のいずれかで提出してください。応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。提出書類は、返却しません。

※応募用紙は此花区ホームページからもダウンロードできます。

7. 募集期間

令和7年7月1日（火曜日）から7月31日（木曜日）17時30分まで

※送付の場合は、必着のこと。

8. 選考方法等

此花区長等による書類審査及び面接により選考します。（面接会場、面接日等の詳細は、面接対象者に別途通知します。）選考結果は、応募者本人あてに通知します。また、委員に選ばれた方は氏名等を公表します。

9. 応募・問合せ先

此花区役所 政策共創課（此花区役所 3階31番窓口）

住所：〒554-8501 大阪市此花区春日出北1-8-4

電話：06-6466-9683 ファックス：06-6462-0942 メール：td0010@city.osaka.lg.jp

10. その他

お申し込みに係る個人情報は、区政会議に関する業務の運営のみに使用します。また、大阪市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。